



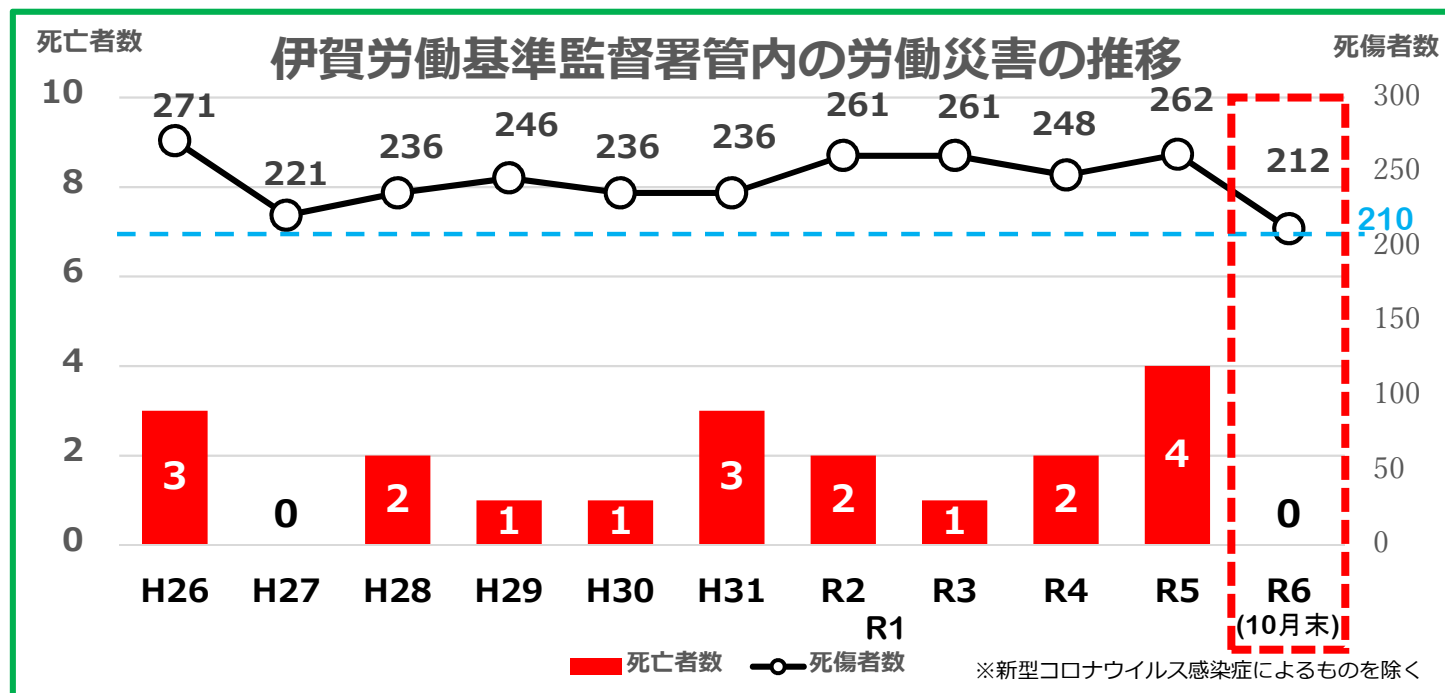
アンダー210いが推進運動



「令和7年 死亡災害ゼロ・アンダー210 いが推進運動」(アンダー210 いが)

伊賀労働基準監督署では、平成31年から、管内の1年間の休業4日以上¹の死傷者数210人未満を達成するため、様々な安全衛生推進運動を展開していますが、6年連続で達成することができていません。

労働災害による死傷者数210人未満を達成するため、三重労働局が県内全体の取組みとして展開する「令和7年 死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進運動」と連動し、令和7年も引き続き「アンダー210 いが」を展開します。



「死亡災害ゼロいが」の重点事項

◎重点災害

- 行動災害 (転倒災害、腰痛等)
- 墜落・転落災害
- 機械災害
(はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ)
- 高年齢労働者の労働災害

◎重点業種

- 製造業
- 建設業
- 道路貨物運送業
- 小売業
- 社会福祉施設

リスクアセスメント・安全衛生活動の推進

～ PDCA サイクルで労働災害を未然防止！ ～

伊賀労働基準監督署

◎重点災害に対して取り組んでいただく事項

○行動災害（転倒、腰痛等）防止対策

- 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目、濡れた床面等の解消
- 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- 機械化による省力化

○墜落・転落災害防止対策

- 足場・屋根からの墜落・転落災害防止
- 脚立・はしご・階段からの墜落・転落災害防止
- トラックの荷台からの墜落・転落災害防止
- 「墜落災害防止強調月間（7・12月）」の重点取組

○機械災害防止対策

- リスクアセスメント及びリスク低減措置の実施
（機械設備等の安全化及び作業方法の改善）

○高年齢労働者の労働災害防止対策

- 身体機能を補う設備・装置の導入
- 身体機能の低下を考慮した作業内容の見直し
- 健康状況、体力の状況の把握・対応
- 丁寧な安全衛生教育の実施

◎重点業種において特に取り組んでいただく事項

- 製造業：はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等の機械災害防止
- 建設業：墜落・転落災害防止
- 道路貨物運送業：墜落・転落災害防止
- 小売業・社会福祉施設：行動災害防止

◎伊賀労働基準監督署が取り組む事項

- 重点事項等に対する事業者への指導・援助
- 労働災害防止団体の各分会、地区労働基準協会、主要事業者団体、業種団体等に対する要請または周知・啓発
- 会議・安全パトロール等あらゆる機会を活用した事業場に対する周知・啓発
- 年間安全衛生管理計画に関する事業者への指導・援助

「三重労働局 安全衛生関係」ページはこちら

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html



「伊賀労働基準監督署からのお知らせ」ページはこちら

<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kantoku/iga06.html>